

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会は、オンラインと対面を組み合わせで開催し、ライブ配信による動画中継での公開にて行わせていただきます。

また、本日、食品衛生・技術審議官の及川は、公務により14:30ごろ一時退席いたします。御了承くださいますようお願いいたします。

はじめに、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、須恵委員より御欠席との御連絡をいただいております。現時点で、農薬・動物用医薬品部会の委員10名中9名の御出席をいただいております。部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、中島委員は、オンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受け取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ、該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については、堤部会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○堤部会長 部会長の堤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、「議事次第」、「委員名簿」、「オンライン会議の事前共有事項」のほか、資料1から7、「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。このうち、資料1-1から資料7-1が、本日御審議いただく各品目の報告書案、資料1-2から資料7-2が、各品目の食品安全委員会の通知書または評価書でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については、「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日は、議題1として、農薬及び動物用医薬品1品目、農薬5品目に加えて、農薬32品目の基準値の一括削除等について審議を行います。

なお、部会資料の作成に当たっては、関係委員の方に御検討をいただき、事前にいただいた御意見を踏まえた上で本日の資料としております。

それでは、議題1の農薬及び動物用医薬品「カルバリル」の審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料1-1を御覧ください。

カルバリルについて説明させていただきます。令和7年11月部会で御審議をいただいた品目ですが、今回、海外機関からのオレンジ（ネーブルオレンジを含む。）及びグレープフルーツへの基準値設定の要請がなされ、新たに作物残留試験成績が提出されたことから再度、御審議をいただくものです。

部会報告書案につきましては、前回の令和7年11月部会からの変更点を中心に御説明いたします。

項目2. 適用の範囲及び使用方法については、新たな適用の範囲及び使用方法について、今般の基準値設定依頼のあった作物「柑橘類」を追記しています。後ほど御確認をしていただきます。

2ページ目、項目4. 作物残留試験については（1）分析の概要は海外における「柑橘類」の分析法を追記しています。3ページ目の（2）作物残留試験結果については、別紙2-2に今回提出されたオレンジの試験成績を追記しています。これについても後ほど御確認をお願いします。

6ページ目（2）暴露評価結果です。

①長期暴露評価は、作物残留試験成績の中央値を用いたEDI試算において、一番高い幼児で68.5%となっております。

②の短期暴露評価については、ARfDを超えていないことを確認しております。

部会報告書案の説明はここまでです。次に別紙について御説明いたします。

7ページから別紙1です。9ページ目、別紙1-2に新たな適用として「柑橘類」を記載しています。

11ページ目から、別紙2です。今回海外機関から提出されたオレンジの作物残留試験成績を追記しています。

15ページ目から別紙3です。海外機関から提出されたオレンジの作物残留試験結果等を踏まえオレンジ（ネーブルオレンジを含む。）及びグレープフルーツに基準値5を維持する案としています。

17ページ目が別紙4です。長期暴露評価の結果を示しております。

19ページ目及び 20ページ目が短期暴露評価の結果を示しています。

以上で事務局からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目は、本部会において3回目の審議となります。

今般は令和7年11月部会の審議対象農薬でありまして、海外機関から基準値設定要請があり再部会の審議をするものです。事務局からも説明があったとおり、変更があった点について、順を追って審議をお願いしたいと思います。

それではまず、項目1. 概要につきましても、変更なしということですので次にいききたいと思います。

項目2. 適用の範囲及び使用方法になります。

こちらですが、9ページの別紙1-2に、基準値設定依頼がありました米国の柑橘類につきまして、網掛けされております。

委員の先生方、何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次にいききたいと思います。

項目3. 代謝試験は変更なしということですので、項目4. 作物残留試験結果に移ります。

こちらになりますが、分析法の概要で、柑橘類の分析方法が追加されています。

また、(2)の作物残留試験結果については、米国から提出されたオレンジの作物残留試験結果が追記されており、12ページの別紙2-2、こちらに網掛けされているかと思っております。

こちらについては、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

項目5、項目6、項目7及び項目8につきましても変更なしということですので、5ページの項目9. 残留規制に移りたいと思います。

こちらの(2)基準値案について変更がありまして、15ページの別紙3を御覧いただきたいと思いますが、真ん中あたりのオレンジとグレープフルーツについて基準値案を5 ppmとしているかと思っております。

前回の部会では削除予定でしたが、海外機関からの要請を受けて基準値案を5 ppmとしております。

こちらについて何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目10. 暴露評価の方に行きたいと思っております。

暴露評価の結果につきましても、柑橘類の設定に伴いまして暴露評価の再計算をしております。

6ページ目の①に長期暴露の推定結果が記載されておりまして、表にありますように、ADIに対する割合ですが、幼児で一番高く68.5%となっております。こちらの詳細は別紙4の17ページ、18ページになるかと思っております。

また短期暴露評価についても、詳細は19ページと20ページの別紙5-1と5-2に示されておりますが、こちらでもARFDを超えないことが確認されております。

こちらについても、委員の先生方はいかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他全体を通して、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。
本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、農薬「カスガマイシン」の審議に入ります。
事務局から資料の説明をよろしくお願ひします。

○事務局 農薬カスガマイシンです。資料2-1を御覧ください。

本剤は、なばな類及び、かんきつの適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたことから、御審議いただくもので、令和3年の部会以来、3回目の審議となります。

今回の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の要請を行うこととしています。部会報告書案につきましては、前回部会からの変更点を中心にとりまとめており、前回の部会報告書を添付資料1として、本部会報告書案に添付しておりますので、適宜、御参照願ひします。

1ページの概要については、品目名に一水和物の名称を追記いたしました。

続いて、項目2. 適用の範囲および使用方法については、新たな適用の範囲について、一般の基準値設定依頼のなばな類、かんきつを追加しています。

項目3. 代謝試験については、変更はありません。

その下、項目4. 作物残留試験です。今回追加された国内作物残留試験に用いた分析法を加えました。

2ページの項目5. ADIとARFDの評価も変更はありません。

次の項目6. 諸外国における状況も変更はありません。続きまして、その下の項目7. 残留規制です。

規制対象は、前回と同様にカスガマイシンですが、記載は整備しました。

次に、項目8. 暴露評価です。

こちらも暴露評価対象はカスガマイシンで、変更はありませんが、記載の整備をしました。

続きまして、3ページの暴露評価結果です。

長期暴露評価は、EDI試算により更新しており、一番高い幼児で1.7%に収まっております。

4ページから11ページの別紙1に適用の範囲及び使用方法が記載されています。

別紙1-1で、今回の適用拡大申請に係るかんきつとなばな類の使用法が網掛けで示されています。

国内の作物残留試験成績が、12ページから17ページの別紙2-1に示されています。今回、新たに提出された作物残留試験成績には網掛けをしています。

二箇所の分析機関で測定した残留値濃度は、最大値から平均値に置き換えました。

海外の作物残留試験成績は、18ページから20ページの別紙2-2にあります。

21ページからの別紙3が基準値案となっており、変更のあった値は太枠で囲んであります。

その他のあぶらな科野菜、たまねぎ、にんじんは作物残留試験成績の追加に伴い、基準値を変

更しました。

ねぎ及びきゅうりは基本原則にのっとり、対象の作残値を4例としたので、基準値が変更されております。

かんきつ類、その他のスパイスは、適用追加に伴う作物残留試験成績の追加により、基準値が変更されております。

続きまして、23ページから24ページの別紙4は、長期暴露評価の試算です。

最後の27ページからが、答申案となっております。

事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目ですが、なばな類及びかんきつの適用拡大申請に伴いまして、本部会において3回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

事務局からも説明があったとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

1ページの概要については、品目名を記載整備しておりますが、こちらについて先生方よろしいでしょうか。

続いて、項目2. 適用の範囲及び使用方法については、なばな類、かんきつが追加されており、別紙1-1、7ページのなばな類、また9ページのかんきつが網掛けで記載されております。

こちらは、いかがでしょうか。御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

項目3. 代謝試験については、変更はありません。

次の、項目4. 作物残留試験の分析法の概要のところでは、今回追加のあった国内作物残留試験が追加されたという事です。

また、(2)の作物残留試験結果につきましては、別紙2-1、13ページから15ページにかけて網掛けがありまして、こちらに、はなっこりー、たまねぎなどの作物残留試験結果が記載されていると思います。

こちらにつきまして、何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次に移りたいと思います。

項目5. ADI及びARfDの評価と項目6. 諸外国における状況については変更なしです。

項目7. 残留規制に移りたいと思います。

規制対象については前回と同様、親化合物のみとしまして、カスガマイシンで変更がないとのことですが、記載整備がされといるとのことです。

基準値案につきましては21ページの別紙3になります。

変更になった値が太枠で示されておりまして、適用拡大がありましたなばな類やかんきつその他、作物残留試験が追加されました、たまねぎなどを中心に変更になっております。

こちらについて、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の項目8. 暴露評価に移りたいと思います。

こちらにつきましても、暴露評価対象が前回と同じ、親化合物のみで変更がなく、同様に記載整備されております。

3ページの(2) 暴露評価結果では、長期暴露評価におきましてEDI試算により更新されており、ADIに対する割合は、幼児で1.7%と一番高くなっています。詳細につきましては、23ページと24ページの別紙4です。

こちらにつきまして、何か御意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、その他全体を通して、御意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 御意見等ないようですので、本案をもちまして確定させていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、農薬「テトラニリプロール」の審議に入ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料3-1を御覧ください。

本剤については、適用拡大申請及び畜産物への基準値設定依頼並びに海外機関からのインポートトランス申請、以後IT申請と呼びますが、に基づき、御審議いただくもので、令和4年以来3回目の審議となります。

今回の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響がないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

部会報告書案につきましては、前回部会からの変更点を中心に取りまとめており、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜御参照願ひます。

まず、1ページ目、本品目の概要については、前回審議時からの変更はなく、次の適用の範囲及び使用方法については別紙1で、後程御確認いただきます。

次の項目3. 代謝試験については、家畜代謝試験において、泌乳山羊及び産卵鶏の可食部で、親化合物の残留が認められること、そして次ページの代謝物略称一覧に示す代謝物が10%TRR以上認められることを記載し、このうち代謝物M1及びM22については、その構造式を2ページに記載しております。

そして次の3ページ(1)に、今回新たに提出された国内及び海外の作物残留試験の分析法を記載しております。

同ページ(2)の残留試験結果については、後ほど別紙2で御確認いただきます。

次の項目5. 魚介類における推定残留濃度に関しては、今回、新たな情報の更新はありません。

続いて、4ページの項目6. 畜産物の推定残留濃度については、(2)の家畜残留試験について、①の乳牛の試験結果の記載を整備し、さらには前回記載のなかった産卵鶏を用いた代謝試験に関する記述を②として追加しております。

そして6ページでは、乳牛及び肉牛に関する最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷に関する情報を更新し、産卵鶏及び肉用鶏に関する情報も新たに記載しました。

そしてこれらの情報から推定される畜産物の残留濃度を(4)に記載しております。

7ページのADI及びARFDについては、変更はありません。

項目8. 諸外国における状況については、国際評価が行われたことについて記載しています。

項目9. 残留規制については、まずその対象は、前回から変更はなく、基準値案については別紙3で、後ほど御確認いただきます。

項目10. 暴露評価については、国内試験において一部の作物に代謝物M22の残留が認められること、そして、食品の加熱処理により代謝物M22の残留が顕著となることから今回、農産物の暴露評価対象に代謝物M22を加える案としています。

また、畜産物に関しても、選定理由に記載したとおり、代謝物M1を追加し、親化合物、代謝物M1及びM22とする案としています。

そして、(2)はその暴露評価結果についてです。

今般EDI試算による評価へ変更しておりますが、いずれも低い値となっており、この詳細は別紙4で御確認いただきます。

それでは、別紙を御覧ください。

まず、別紙1-1は、国内の適用の範囲及び使用方法を記載し、申請のあった情報を網掛けとしています。

また、別紙1-2は、IT申請のあった、韓国のとうがらしについての情報を記載しています。

別紙2-1は、国内の作物残留試験結果です。基準値設定の根拠となる親化合物の残留濃度と共に暴露評価対象となる親と代謝物M22の合計の残留も記載していますが、御注意頂きたい点としてまず、網掛けで示された、新たに提出された試験においては、いずれも代謝物M22の残留が得られていないので、欄外の注1に示した根拠により推定していることです。

そして、もう一点、暴露評価に用いる値としては、JMPRの評価と整合性を取り、代謝物M22が定量限界に満たない場合は残留しない、すなわち残留濃度0として評価していることにも御留意ください。

別紙2-2の韓国からの試験結果も同様の評価を行っております。

それでは、別紙3の基準値案に移りたいと思います。

先ほども触れましたように、前回審議後に多くの食品に対して国際基準が設定されましたので、それらの国際基準を参照しております。

また、今般、適用拡大申請がなされたばれいしょ等及び、IT申請がなされたその他のなす科野菜では、追加された作物残留試験成績及び国際基準を踏まえて基準値を設定しております。

トマトやあんず等では、OECDが示している計算手法に基づき再計算した結果見直す案としております。

一方、申請のあった畜産物は、国際基準を参照する案としています。

そして、別紙4は先ほどもふれましたが、長期暴露評価の結果の詳細となっております。御確認

ください。

最後は答申案となっております。御審議のほどよろしくお願ひします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本剤は適用拡大申請、畜産物への基準値設定依頼及びIT申請ということで本部会におきまして3回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

事務局からの説明がありました通り、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのこと。

それでは順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず項目1. 概要については変更なしということですので次に移ります。

項目2. 適用の範囲及び使用方法になります。

こちらの国内については別紙1-1、10ページから15ページになりますが、ばれいしょ、かんしょ、やまいもなど、申請があったものが網掛けされております。

また16ページの別紙1-2、こちらはIT申請があったもので、韓国の作物残留試験データについて網掛けで示しております。

こちらについて何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目3. 代謝試験の方に行きたいと思います。

こちらについては、(2) 家畜代謝試験におきまして、泌乳山羊の記載整備が行われ、また産卵鶏の試験結果が追記されているとのこと。産卵鶏につきましては、10%TRR以上認められた代謝物は、表の通り多数あります。

こちらについて委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、項目4. 作物残留試験に行きたいと思います。

こちらですが、3ページ目の(1) 分析の概要につきましては、新たに追記されました国内及び海外の作物残留試験の分析法が記載されております。

また、作物残留試験結果につきましては、国内の試験結果が17ページから20ページに示されています。ばれいしょ、かんしょなどの追加された作物残留試験データが網掛けで示されております。

また海外の試験結果が21ページの別紙2-2になります。韓国のとうがらしの作物残留試験結果が網掛けで示されております。

これにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目5. 魚介類における推定残留濃度におきましては、変更なしのことです。

4ページの項目6. 畜産物における推定残留濃度に移ります。こちらですが、(2) 家畜残留試験に変更がありまして、①乳牛を用いた残留試験において、データ自体は前回の部会と同じのことですが、記載整備が行われています。

また、5ページの下方に、②産卵鶏を用いた代謝試験が追記されております。

続いて6ページの(3) 飼料中の残留農薬濃度では最大飼料由来負荷と平均的飼料由来負荷につ

いて、乳牛の値が更新されており、産卵鶏では新たにJMPRのデータが追記されています。これらの値を用いて推定した残留濃度が6ページの下方に表で示されています。

こちらについて委員の先生方、何か御意見ございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、次の項目7. ADI及びARfDの評価につきましては変更がないということで、次の項目8. 諸外国における状況に移ります。

こちらについてはJMPRの評価が追記されておりまして、ADIが設定されており、ARfDにつきましては設定不要ということです。そのほか、国際基準につきましても記載のとおり、玄米、キャベツ等で設定されたということです。

こちらについて、委員の先生方いかがでしょうか。御意見ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目9. 残留規制に移りたいと思います。

こちらですが、残留の規制対象につきましては、前回より変更はなく、親化合物のみとなり、記載整備が行われております。基準値案につきましては、22ページから24ページの別紙3になります。

今回、多くの作物に国際基準が設定されたことを踏まえまして、これらの国際基準を幅広く採用することとしています。そのほか適用拡大申請がありました、ばれいしょ、てんさい、またIT申請がありました、その他のなす科野菜などでは、追加された作物残留試験データ及び国際基準を考えまして、このような基準値案としました。

また、基準値設定依頼のありました畜産物につきましては全て国際基準を採用したものとっております。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。

○大山委員 すみません 大山です。

○堤部会長 はい、大山委員、よろしく申し上げます。

○大山委員 23ページの別紙3で、おうとうの所なのですが、基準値案が更新されていますので太枠をお願いします。

○堤部会長 大山先生ありがとうございます。おうとうのところですね。基準値案が更新されていますので太枠をお願いいたします。

その他、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら次の項目10. 暴露評価に移りたいと思います。こちらの暴露評価対象については変更がありまして、農産物では、前は親化合物のみでしたが、代謝物M22が追加になっております。

追加理由としましては、先ほど御説明があったと思いますが、一部の作物に残留が認められたこと、もう1点は、食品の加熱処理過程での主要生成物として代謝物M22が認められたとのことです。

畜産物につきましては、前回、親化合物と代謝物M22でしたが、今回代謝物M1が新たに追加されています。理由につきましては、家畜残留試験で最大飼料由来負荷相当で残留が認められた

めとなっております。

長期暴露評価につきましては8ページ目の表にありますが、一番高い幼小児でADIと比較しまして1.9%となっております。詳細につきましては25ページと26ページの別紙4に示されているかと思えます。

こちらについて、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

その他の全体を通じまして、御意見等ございましたら、委員の先生方、よろしく願いいたします。ないでしょうか。

御意見がないようでしたら、大山委員に御確認をいただいた修正を持ちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、次の農薬の審議に入りたいと思います。それでは、農薬「トリホリン」の審議に入ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料4-1を御覧ください。

本剤については、いちごへの適用拡大に伴う基準値設定依頼について御審議いただくもので、平成30年以来3回目の審議となります。今回の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしています。部会報告書案につきましては、追加提出資料に基づき、前回からの変更点を取りまとめて作成しており、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜、御参照願います。

1ページ目に本品目の概要です。本剤はピペラジン系の殺菌剤で、構造式等については、前回部会から変更はございません。

続いて、項目2. 適用の範囲及び使用方法については追加がありますので、別紙1で後ほど御説明いたします。

続いて項目3. 代謝試験です。(1) 植物においては、可食部で10%TRR以上認められた代謝物は、「大麦穀粒」で認められた代謝物S及びRのみで、主な残留物は親化合物でした。

(2) 家畜代謝試験においては、親化合物の他に10%TRR以上残留した「筋肉及び肝臓」で代謝物C、「肝臓及び腎臓」で代謝物Fが認められました。

2ページ目に代謝物等の略称一覧表と、残留の規制対象及び暴露評価対象となった代謝物の構造式を示しております。

続いて、項目4. 作物残留試験についてです。

今回、国内にて新たに提出されたいちご及びメロンの分析法を2から3ページに示しております。

(2) 作物残留試験結果については、別紙2にて後ほど御説明します。

続いて、項目5. 畜産物における推定残留濃度については、前回部会から変更はございません。

項目6. ADI及びARfDについては、記載の変更はございません。

項目7. 諸外国における状況及び国際基準については、こちらも変更はございません。

項目8. 残留規制です。規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び抱水クロラール（分解物Q）に変換される代謝物としております。選定理由は記載の通りで、基準値案を別紙3にて、後ほど御説明します。

4ページ目、項目9. 暴露評価です。農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び抱水クロラール（分解物Q）に変換される代謝物としております。選定理由は記載の通りです。

続いて、(2) 暴露評価結果を示します。①長期暴露評価では、EDI試算結果で更新しており、最も高値の幼児で8.6%となっております。②短期暴露評価では、急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは後ほど別紙5で御説明します。

それでは6ページ目からの別紙に移ります。

別紙1の適用の範囲及び使用方法については、前回審議時からの変更として、いちごの適用を網掛けし示しております。

続いて、別紙2は国内作物残留試験の一覧です。今回新たに追加された作物残留試験として、メロン、もも及びいちごの成績に網掛けをしています。

続いて、別紙3に基準値案を示します。トマト、きゅうりについては、OECD提示の計算手法にて再計算し、変更する案としております。メロン、ももについては、果肉から果実全体への分析部位変更により、基準値を見直しております。

いちごについては、新たな適用による作物残留試験成績に基づき基準値を設定し直しました。また、蜜源作物に農薬適用があることから、はちみつに基準値を設定しました。

次に、別紙4は、先ほども触れた長期暴露評価の推定摂取量です。詳細を御確認ください。別紙5-1及び5-2に短期暴露評価の推定摂取量を示します。国民全体及び幼児において、何れもARfDは超えておりません。

最後に答申案を示します。事務局からは以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。○堤部会長 ありがとうございます。

本品目は、いちごへの適用拡大ということで、本部会において3回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。事務局からも説明があったとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことです。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず項目1. 概要については変更がないということですので、項目2. 適用の範囲及び使用方法に移ります。

6ページの別紙1に、いちごについて追加があったということで、網掛けで示されております。

こちらについて先生方、何か御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目3. 代謝試験に移りたいと思います。

こちらは新たに追加されたもので、(1) 植物代謝試験ですね。こちらでは、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物が大麦穀粒で代謝物SとRとのことです。

また、(2)家畜代謝試験ですね。こちらでは泌乳山羊で実施されており、可食部では親化合物の残留が認められた他、10%TRR以上認められた代謝物はCとFとのことです。

こちらについて何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、2ページの項目4. 作物残留試験の方に移りたいと思います。

(1) 分析の概要では、国内に提出されましたメロン、ももなどの作物残留試験の分析等が追加されております。

また3ページ目の作物残留試験結果では、新たに提出された作物残留試験の結果としまして、いちご、メロン、ももが追加されたということで、7ページと8ページの別紙2に網掛けで示してあります。

こちらについて何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら次に行きたいと思います。

次の項目5. 畜産物における推定残留濃度、項目6. ADI及びARfDの評価、項目7. 諸外国における状況については変更ないとのことです。次に行きたいと思います。

8. 残留規制です。残留規制に関しては変更ないとのことですが、はちみつが追加されております。

農産物とはちみつでは親化合物、畜産物については親化合物と酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物となっております。また選定理由については記載整備が行われているとのことです。

(2) 基準値案については9ページの別紙3になりますが、トマトときゅうりではデータを見直しまして基準値案が変更になっています。

また、メロン、ももにつきましては、検査部位の変更により値が変更されているかと思えます。

その他、いちごでは新たな作物残留試験結果を踏まえまして、値が変更になっているかと思えます。

その他、はちみつに新たに基準値案が設けられていることです。こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますでしょうか。どうでしょうか。

ないようでしたら、項目9. 暴露評価のですね。4ページ目になりますけど、こちらを見て頂きたいと思います。

暴露評価対象については変更がなく、農産物では親化合物、畜産物では親化合物と酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物となっております。選定理由が記載整備されております。

その他、(2)の暴露評価結果になりますが、①長期暴露評価といたしまして、表に示されますように、ADIに対する割合が最大のものでも幼児で8.6%となっております。

また、②短期暴露評価につきましても、ARfDを下回る数値となっております。

長期暴露評価の結果につきましては10ページの別紙4に詳細が示されていると思います。また、短期暴露評価につきましては、11ページの別紙5-1、5-2に詳細が示されているかと思えます。

こちらについて先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通して御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、農薬「プロスルホカルブ」の審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料5-1を御覧ください。

本品目は、農薬取締法に基づく農薬の再評価依頼がなされたことから御審議いただくもので、平成24年以来3回目の審議となります。なお、今般の残留基準の設定に当たって、現行の残留基準の見直しが行われることから、本部会での審議後に内閣総理大臣から食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

1ページを御覧ください。項目1. の概要にありますように、本品目の分類は農薬であり、用途は除草剤です。CAS名について記載整備をしております。

次に2ページを御覧ください。

項目2. 適用の範囲及び使用方法については、別紙1にて後ほど御説明させていただきます。

項目3. の代謝試験は、前回部会では記載がなく、今回追加しております。植物代謝試験で、にんじんにおいて代謝物Yが10%TRR以上認められております。

代謝物略称一覧には、代謝物Yの化学名を記載しています。

次に項目4. 作物残留試験です。(1) 分析の概要について、①分析対象物質は前回部会と変更はございません。②分析法の概要については、にんじんの分析法などについて追記いたしました。

3ページに続きます。(2) 作物残留試験結果については、にんじんの試験成績を追加しております。試験成績の概要については、別紙2にて後ほど御確認いただきます。

次に項目5. 魚介類における推定残留濃度です。前回から変更はございません。

4ページを御覧ください。

項目6. ADI及びARfDの評価です。ADIについては、前回の部会審議から変更され、0.005 mg/kg体重となっております。

ARfDについては、今回新たに0.1 mg/kg体重が設定されています。

次に項目7. 諸外国における状況です。EUにおいてにんじん、セロリ等に基準値が引き続き設定されていますが、前回部会時よりは大幅に下げられています。ニュージーランドにおいて、ばれいしょに基準値が設定されています。

5ページを御覧ください。

項目8. 残留規制です。(1) 残留の規制対象については、「プロスルホカルブとする」案であり、前回と変更はございません。選定理由は記載の通りです。

続いて(2) 基準値案の別紙3については、後ほど御説明します。

次に項目9. 暴露評価です。(1) 暴露評価対象については、前回審議時には記載がなく、今回新たに「プロスルホカルブとする」案としました。選定理由は記載のとおりです。

続いて(2) 暴露評価結果、①長期暴露評価です。一番高い幼児で4.6%占有率となっております。②短期暴露評価では、急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは後ほど別紙5-1及び5-2で説明いたします。

それでは別紙について説明いたします。

7ページ、別紙1-1の国内の適用の範囲及び使用方法です。前回部会からにんじんをはずしまして、小麦、大麦、ばれいしょにおいて、配合剤が足されております。

8～10ページの別紙1-2～1-4が海外での適用の範囲及び使用方法です。EUにおける基準値の大幅な変更に伴い、適用の範囲及び使用方法を、全面的に更新しております。

11ページの別紙2-1は、国内の作物残留試験成績の一覧です。

12ページ～15ページの別紙2-2が、国外における作物残留試験成績の一覧です。

13ページで、今回、新たに提出された作物残留試験成績に網掛けをしております。EUの基準値の根拠となっているEFSAの評価書を元に、基準値設定に用いた作物残留試験を確認しております。

次に15ページ、別紙3、基準値案です。今回、基準値が変わった食品について太枠の四角囲いで示しています。

EUを参照している食品について基準値が更新されています。

また、今回新たに、はちみつに基準値を設定しています。

16ページ、別紙4は長期暴露評価の詳細で、推定摂取量の結果を示しております。

17ページ～18ページが、別紙5-1及び5-2で、短期暴露評価の推定摂取量の詳細を示しています。

最後に、21ページが答申案です。事務局からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

本品目は、本部会において3回目審議となります。

今般は農薬の再評価に伴い審議するもので、事務局からも説明があったとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うとのことでした。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まずの項目1. 概要になりますが、こちらCAS名とCAS番号の記載整備をしております。こちらについてはよろしいでしょうか。

それでは2ページ目の項目2. の適用の範囲及び使用方法にいきたいと思います。こちらについ

て国内におきましては、7ページの別紙1-1、小麦、大麦、ばれいしょに配合剤が追加されたとのことです。また、海外におきましては、別紙1-2から1-4、EUの基準値の大幅な変更に伴いまして、適用の範囲や使用方法は全面的に変更になっているとのことです。

こちらにつきまして委員の先生方、何か御意見がございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目3. の代謝試験の方に移りたいと思います。こちらですが、(1) 植物代謝試験が追加されておりまして、記載の農作物で試験が実施されておりまして、にんじんの可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物Yとのことです。化合物名がその下の表に記載されているかと思えます。

こちらにつきまして、何か御意見等がございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目4. の作物残留試験の方に行きたいと思います。こちらにつきましては、分析対象物質については変更がないとのことです。にんじんやその他の農作物の分析法につきまして、概要を追記されているとのことです。

国内の作物残留試験結果につきましては、11ページの別紙2-1に記載されております。また海外の作物残留試験結果が別紙2-2としまして、12ページから14ページに示されているかと思えます。EUにおきましては、にんじんの作物残留試験結果が追加されておりまして、網掛けしております。

こちらについて、委員先生方、何か御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目5. 魚介類における推定残留濃度に進みたいと思いますが、こちらは変更がないということですので、4ページ目の6. ADI及びARFDの評価に移りたいと思います。

こちらでは、ADIが変更になっておりまして、0.005 mg/kg体重/日となっております。これは前回は0.019でしたので、大体4分の1程度となっております。ARFDにつきましては、今回新たに設定されまして、0.1 mg/kg体重となっております。

こちらについてもよろしいでしょうか。何か御意見等がございますか。ないようでしたら次に移りたいと思います。

次は、項目7. 諸外国における状況になります。

こちらの記載が変更されておりまして、EUにおいては、にんじんやセロリなどに基準値が設定されていますが、先ほど御説明したように、前回より大幅に下げられております。

また、ニュージーランドにおきましては、ばれいしょに基準値設定がされております。

こちらについて、何か御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に項目8. の残留規制に入りたいと思います。(1) の残留規制対象については、前回より変更はなく、親化合物のみとなっております。選定理由は、記載整備されているとのことです。

また、(2) の基準値案については、こちらは15ページの別紙3ですね。

EUの作物残留試験を参照していきまして、全て値が変更となっております。太枠で囲まれている

かと思えます。

また、はちみつについては、新たに基準値案を設定したとのことです。

こちらについて何か、委員の先生方、御意見がございましたでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の項目9. 暴露評価にいきたいと思えます。

こちらの暴露評価対象については、前回設定がなかったとのことで、今回新たに設定されております。

暴露評価の対象としては、親化合物のみとなっております。選定理由は、記載のとおりです。

(2) の暴露評価結果ですが、こちらは、EDI算出の結果を表に示されておりますように、ADIに対する割合が最大のもので、幼小児の4.6%となっております。

また、ページ進みまして、短期暴露評価につきましても、ARFDを下回っているとのことです。長期暴露評価の詳細については、16ページの別紙4になります。

短期暴露評価は、17ページと18ページの詳細が示されているかと思えます。

こちらについて委員の先生方、何かございましたら御意見等をお願いいたします。よろしいでしょうか。

その他の全体を通しまして、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○瀧本委員 はい。

○堤部会長 はい。瀧本委員よろしくをお願いいたします。

○瀧本委員 はい。非常に細かい点なんですけれども、14ページのセルリーの農作物名の下に括弧書きで書いてあるのですが。

○堤部会長 セルリー(茎)(南欧)とかセルリー(茎)(北欧)と書いてありますね。

○瀧本委員 はい。セルリアックについては、セルリアック(根セルリ)の記載でよいでしょうか。

○事務局 事務局の方で確認したいと思えます。

○堤部会長 はい。わかりました。その他委員の先生方御意見ございますか。

御意見がないようでしたら先ほど瀧本委員から御確認をいただいた修正をもちまして確定させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで休憩を少し取りたいと思えます。

10分程取りたいと思えます。

2時25分まで休憩を取りたいと思えますので、25分になりましたら再開したいと思えますのでよろしくをお願いいたします。

(休 憩)

○堤部会長 それでは、25分になりましたので、再開したいと思えます。

農薬「メプロニル」の審議に入りたいと思えます。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料6-1を御覧ください。

メプロニルについて説明させていただきます。畜産物への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことから御審議いただくもので、平成22年10月部会に続きまして、今回は2回目の審議となります。

1ページ目、項目1. 概要については、CAS名の修正及びCAS番号の追記の他、構造式を記載整備しております。

2ページ目、項目2. 適用の範囲及び使用方法については、現行の登録情報に基づき整備しております。後ほど別紙1で御確認をいただきます。

項目3. 代謝試験については、前回記載がなく今回追記をしています。(1) 植物代謝試験が、水稻、ぶどう及びレタスで実施されており、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上の残留が認められた代謝物は、ぶどう及びレタスのグルコース抱合体を含む代謝物B並びにレタスのマロニルグルコース抱合体及びグルコース抱合体を含む代謝物Fでした。

(2) 家畜代謝試験は、泌乳山羊及び産卵鶏で実施されております。泌乳山羊の肝臓並びに産卵鶏の肝臓、脂肪及び卵では親化合物の残留が認められ、可食部で10%TRR以上の残留が認められた代謝物は、グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体を含む代謝物B及び代謝物Cでした。

代謝物略称一覧には、残留試験の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象となっている代謝物について構造式を明記しております。

3ページ目、項目4. 作物残留試験については(1) 分析の概要では国内の分析法について、分析対象物質毎に記載を整備しております。

4ページ目、(2) 作物残留試験結果については、水稻及びふきのとうの試験成績を追記しています。これについて、後ほど別紙2で御確認をお願いします。

5ページ目、項目5. 魚介類における推定残留濃度については、記載整備をしておりますが内容に変更はありません。

6ページ目、項目6. 畜産物における推定残留濃度については、前回記載がなく今回追記しており、(1) 分析の概要については記載のとおりです。

(2) 家畜残留試験ですが、①に乳牛を用いた残留試験を記載しており、結果は表1にまとめております。

筋肉には親化合物、代謝物のいずれも認められなかった一方、腎臓では親化合物の残留は認められず、グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体を含む代謝物B並びに代謝物Cの残留が認められました。

8ページ目、②に産卵鶏を用いた残留試験です。結果は表2に示しております。産卵鶏においても牛と同様に筋肉には親化合物、代謝物のいずれも認められませんでした。

10ページ目、(3) 飼料中の残留濃度については記載のとおりです。(4) 推定残留濃度については、牛及び鶏の推定残留濃度を表3-1及び3-2に記載しておりますが、最大残留濃度はいずれも0.01 ppm未満となっております。

11ページ目、項目7. ADI及びARFDの評価です。ADIについては、変更はありませんでしたが、ARFDについては設定の必要なしと今回評価されました。

項目8. 諸外国における状況です。国際基準の設定はなく、米国等において基準値は設定されておりませんでした。

12ページ目、項目9. 残留規制です。規制対象は、前回から変更はなくメプロニルとしております。

選定理由については、代謝試験や作物残留試験結果を踏まえて追記し更新しております。

項目10. 暴露評価です。(1) 暴露評価対象については、前回は選定理由の記載がなかったため、今回から記載をしており、農産物にあつては、メプロニル、代謝物B（グルコース抱合体を含む。）及び代謝物F（マロニルグルコース抱合体及びグルコース抱合体を含む。）とし、畜産物にあつては、メプロニル、代謝物B（グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体を含む。）及び代謝物C、魚介類にあつては、メプロニルとする案としており、選定理由は記載の通りです。

なお、食品安全委員会は、農産物の暴露評価対象物質をメプロニル及び代謝物F（抱合体を含む。）、畜産物中の暴露評価対象物質をメプロニル、代謝物B（抱合体を含む。）及び代謝物C、魚介類中の暴露評価対象物質をメプロニル（親化合物のみ）としています。

続きまして、13ページ目、(2) 暴露評価結果です。

①長期暴露評価は、表にまとめておりますが、作物残留試験成績の中央値等を用いたEDI試算において、一番高い幼児で14.5%となっております。

部会報告書案の説明はここまでです。次に別紙について御説明いたします。

14ページ目から、別紙1です。現行の登録情報に基づき記載を整備しております。

16ページ目から、別紙2です。水稻及びふきのとうに新たな作物残留試験成績が追加され網掛けで示しています。今回、暴露評価対象に代謝物を含めることから、各代謝物の合計を求めています。代謝物Bについては、各作物の経過日数により作物残留試験又は代謝試験の結果から換算係数を求め、代謝物Fについては作物残留試験において測定されていないため、代謝試験の結果から換算係数を求めて各代謝物の残留濃度を推定しています。なお、該当の作物群において当てはめられる結果がない場合は、ワーストケースとして最大の換算係数を採用しています。

18ページ目から別紙3です。変更のあった値は太枠で囲んでありますが、その他のきく科野菜、日本なし及び西洋なしについては、二箇所の分析機関で測定した残留濃度を最大値から平均値に置き換えたことにより、変更となりました。畜産物については、今般推定した値から基準値を設定する案としております。

また、19ページ目になりますが、みつを生産する農産物に適用があることから、はちみつに基準値を設定する案としております。

20ページ目が別紙4で、長期暴露評価の結果を示しております。

22ページ目以降が答申案です。

以上で事務局からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。本品目ですが、畜産物への基準値設定依頼に伴いまして、本部会におきまして2回目の審議となります。

それでは順を追って審議をお願いしたいと思います。

1ページ目の項目1. 概要ですが、こちらのCAS名及びCAS番号が追記されているほか、構造式について記載整備おこなったとのことですが、こちらについてはよろしいでしょうか。

次に、項目2. 適用の範囲及び使用方法になります。こちらですが、登録情報に基づいて記載を変更したとのこと、14ページと15ページの別紙1 に詳細が示されています。

こちらについては、委員の先生方よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次、項目3. 代謝試験に移りたいと思います。こちらは、新たに記載された項目になります。

(1) の植物代謝試験では、水稻とかこちらに書いてある農作物で実施してまして、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物B、F、それらの抱合体になっております。

また(2) の家畜代謝試験では、泌乳山羊及び産卵鶏で実施されており、一部の可食部で親化合物の残留が認められた他、10%TRR以上認められた代謝物は、代謝物Bとその抱合体及び代謝物Cとのことでした。

こちらについて、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目4. の作物残留試験の方に移りたいと思います。こちらは、分析法の概要のところ、国内の分析法につきまして分析対象物毎に、分析法を記載整備したとのことです。

4ページの(2) 作物残留試験結果にいきまして、こちらについては、別紙2ですね。16ページと17ページになるかと思いますが、こちらに追加されているかと思いますが。水稻とふきのとうが網掛けで追加されていると思います。

また、今回も暴露評価対象に各代謝物を含めたことから、代謝物BとF、これらの抱合体の合計を計算しているとのこと。先ほど注意点としてもあったように、その際、代謝物Fについては、作物残留試験等で分析が行われておりませんので、代謝試験のデータを使用し、換算係数を求めて数値を設定したとのこと。

こちらにつきまして、何か御意見がございましたらお願いいたします。

○田口委員 はい。田口からよろしいでしょうか。

○堤部会長 はい。田口委員。

○田口委員 4ページの分析法のii) 代謝物B及び代謝物Iの第二段落で、メタノール・水混液の数字が片方抜けているので、多分4:1かと。

○堤部会長 4ページ目のii) 代謝物B及び代謝物Iのところの上から5行目、混液の組成比が抜けているということで、修正をよろしくお願いいたします。

○事務局 御指摘ありがとうございます。

○堤部会長 その他、いかがでしょうか。ないようでしたら、次に移りたいと思います。

項目5. 魚介類における推定残留濃度につきましては、こちらの軽微な記載整備が行われているのみということですので、次に行きたいと思います。

6ページの項目6. 畜産物における推定残留濃度になります。こちらは今回新たに追記されております。(2) の家畜残留試験のところですね。こちらでは乳牛の残留試験結果が、7ページと8ペ

ージの表1に記載されておりまして、また産卵鶏の残留試験結果が、9ページの表2に記載されているかと思えます。

乳牛では、腎臓で比較的高い濃度の残留が認められたとのことでした。またこれらの結果から10ページ下方の(4) 推定残留濃度の表3-1に牛の推定残留濃度の結果が示されております。

また、鶏については11ページの上の表3-2に推定残留濃度が示されているかと思えます。

こちらにつきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の項目7. ADIとARFDの評価に移りたいと思えます。

ADIにつきましては、前回から変更がないとのことでした。

ARFDにつきましては、今回新たに設定されたということで、その結果、設定の必要なしと評価されております。

これについても、委員の先生方よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次、項目8. 諸外国における状況について移りたいと思えます。

こちらですが、国際基準は設定されていないということで、また主要5カ国においても基準は設定されていないとなっております。

こちらについても、委員の先生方よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の項目9. 残留規制にいきたいと思えます。

こちらですが、残留の規制対象につきましては、前回より変更がなく、親化合物のメプロニルのみとなっております。

選定理由につきましては、今回の代謝試験、作物残留試験の結果を踏まえまして更新されております。基準値案につきましては、18ページと19ページの別紙3ですね。上の方にあるその他のきく科野菜や日本なし、西洋なしですね。これらはデータの見直しによりまして、値が変更になっております。

また、今回基準設定依頼がありました畜産物ですね。18ページの下の方になりますが、こちらは今回推定した残留濃度から基準値案を設定していることとなります。

こちらにつきまして、何か御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の項目10. 暴露評価にいきたいと思えます。暴露評価対象については、今回新たに設定されたとのことでした。農産物におきましては、親化合物と代謝物BとF及びそれらの抱合体となっております。畜産物におきましては、親化合物と代謝物Bとその抱合体及び代謝物Cとなっております。また、魚介類におきましては、親化合物のみとなっております。選定理由が記載されております。

13ページ目の(2)の長期暴露評価に入ります。こちらについては表にありますように、摂取量を推定した結果、最大でも幼児でADIに対して14.5%と、ADIを下回っている結果となっているかと思えます。こちらについては20ページの別紙4に詳細な推定摂取量の結果が示されております。

こちらにつきまして、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

○大山委員 大山です。

○堤部会長 はい。大山委員よろしくお願ひいたします。

○大山委員 別紙4ですけれども、陸棲哺乳類の肉類について、通常注釈があるようなものですが、今回はないと思いますが、必要ないのでしょうか。

○堤部会長 割合があったと思いますので、確認した上で記載をお願いいたします。大山委員、ありがとうございました。その他何かございますか。

よろしいでしょうか。その他全体を通しまして何か御意見等ございましたらお願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

○堤部会長 はい。加藤委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤委員 4ページ、iii) 代謝物Bのグルコース抱合体及び代謝物Iのグルコース抱合体の第二段落の部分で、6モル毎リットル硫酸の間違いで誤記だと思います。

○堤部会長 6モル毎リットルだと思いますので、事務局で確認後、修正いたします。ありがとうございます。

その他全体を通しましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御意見いただきました、田口委員、大山委員、加藤委員に御確認をいただいた修正をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは確定させていただきます。

それでは、「農薬32品目について」の審議に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料7-1を御覧ください。

農薬32品目について、暫定基準が設定されている品目を含め、国内で使用がない農薬29品目において、現在の基準値を削除し、一律基準管理へと移行することを検討するほか、不検出の暫定基準が設定された農薬3品目については、食品において不検出とされる農薬等の成分である物質に該当しているところ、暫定基準から本基準へと、残留基準の見直しを行うことを検討するものです。

我が国では、2006年よりポジティブリスト制度を導入し、その際、758品目の農薬等に国際基準や海外基準値などを参考に暫定基準を定め、順次見直しを行っているところです。

今般、国内で使用がない農薬29品目について、国内での登録がなく国際基準もないこと、海外主要国において一部の食品に基準値が設定されているものの、輸入時検査の結果において検出はわずかであって、過去5年間で数件程度であったこと等から農薬29品目が残留する食品が国内で流通する可能性は極めて低いと見込まれること、海外主要国を含めた世界57か国・地域に対して評価等に必要な資料の提出を依頼いたしましたが、提供はなく、科学的根拠となるデータの入手は困難であることを確認しております。

なお、クロルピリホスについては、2ページの脚注に記載していますが、ストックホルム条約

の第12回締約国会議（COP12）において附属書A（廃絶）への掲載が決定しており、締約国は令和8年12月の条約発効までに必要な対応を進めることとされていることから、条約発効後は国内外で使用はないことを前提としています。

続いて2ページ、不検出の暫定基準の本基準への見直しについてですが、不検出の暫定基準が設定された2, 4, 5-T、カプタホール及びダミノジッドについて、ポジティブリスト制度導入時から不検出基準の該当性に関する考え方に変更はないこと、不検出基準の設定に不可欠である食品、添加物等の規格基準に規定する試験法について、平成29年に告示済みであることを確認しております。

なお、今般の見直しに伴い、重複して設定されていた個別食品に係る現在の不検出基準及びその基準に係る試験法を削除するほか、所要の整備も併せて行うこととしています。

以上につきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、その結果は3ページに記載のとおりです。2, 4, 5-T、カプタホール及びダミノジッド以外の29品目について、後半部分あたりになりますけれども、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。また2, 4, 5-T、カプタホール及びダミノジッドの3品目について、法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

ページをおめくりいただきまして、なお、当該32品目について、当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報を継続して収集し、当該情報や新たな科学的知見が認められた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたいとされております。

続きまして基準値案です。

農薬29品目については、現時点において登録申請される予定はないこと、現在設定されている基準値は一律基準以上であること、国際機関及び海外主要国においてADIが設定できない物質とはされていないこと等を踏まえ、基準値の削除により一律基準とすることに支障はないと判断しております。また、不検出の暫定基準が設定されている農薬3品目については、最も厳しいリスク管理措置である不検出基準が継続されることから、暫定基準から本基準へと残留基準の見直しを行うことに支障はないと判断しております。

以上より、農薬29品目については、別紙2-1から別紙2-29の通り食品中の残留基準を設定しないこととし、また、不検出の暫定基準が設定されている農薬3品目については食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することとし、残留の規制対象にも変更はないとしております。

最後のページになりますけれども、61ページ答申案でございます。

事務局からの御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました食品衛生基準審議会での取り扱い原案につきまして、御質問御意見でございましたらお願いいたします。

○近藤委員 はい。

○堤部会長 はい。近藤委員よろしくお願ひいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。29品目については一律基準に移行させることに賛成です。基準値としても現行より低くなりますし、調査に必要なデータを集める時も行政へのリソースが必要となってくるので、今後もこのような整備を進めていただければと思います。

ただし、一律基準の調査で違反となった場合などは、これが直ちに健康被害につながるものではないことを消費者に適切に伝わるよう、今後もリスクコミュニケーションに努めていただければと思います。

○堤部会長 はい。御意見いただきありがとうございました。

その他の委員の方から御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。とくにないようでしたら本部会案をもって審議会長の承認を得たいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。

本日の審議事項は全て御議論いただきました。審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました「食品衛生基準審議会における確認事項」において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、資料中の表の右側に、本日の部会で御審議いただいた農薬及び動物用医薬品1品目、農薬5品目、農薬32品目の残留基準の一括削除等について、いずれの区分にて取扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項である、カルバリル、カスガマイシン、テトラニプロール、トリホリン、プロスルホカルブ、メプロニル、農薬32品目のうち農薬29品目の残留基準の一括削除については、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4（報告）、農薬32品目のうち、不検出の暫定基準が設定された農薬3品目、2,4,5-T、カプタホール及びダミノジッドの本基準への見直しに伴う所要の整備について、資料中の※1～3になります。区分3及び5（報告、文書配布による報告）としております。

なお、今後、食品安全委員会へ意見聴取予定である、カルバリル、カスガマイシン、テトラニプロール、トリホリン、プロスルホカルブについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった食品衛生基準審議会での取扱い原案について、御質問、御意見があればお願ひいたします。

特になければ、本部会としてそちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

○事務局 本日御審議いただきました農薬及び動物用医薬品1品目、農薬5品目、農薬32品目の残留基準値の一括削除等につきましては、修正の必要なしとされた品目、カルバリル、カスガマイシン、トリホリン、農薬32品目については、本案をもって確定させていただきます。また、修正の必要ありとされた品目、テトラニリプロール、プロスルホカルブ、メプロニルについては、御確認いただいた修正版をもって確定させていただきます。

今後の手続きにつきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント、WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続きを進める予定でございます。

○堤部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局から他に何かございますでしょうか。

○事務局 次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

○堤部会長 本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。

お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございました。